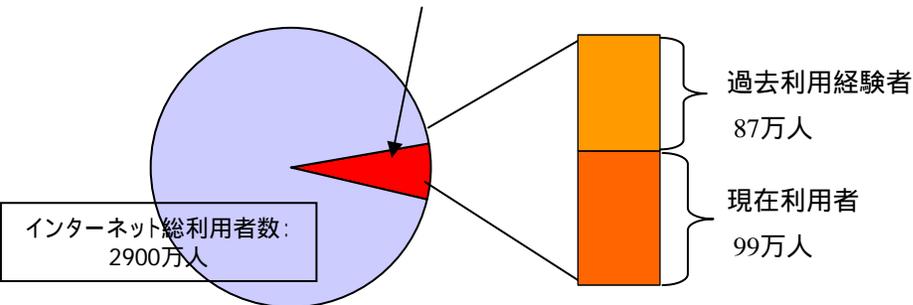


## ファイル交換に関する参考資料

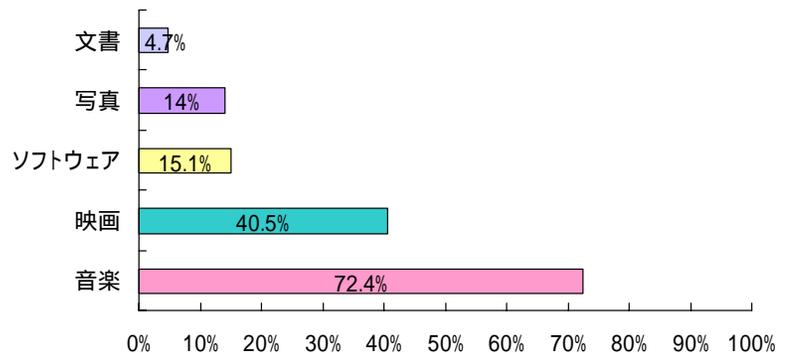
# 我が国のファイル交換ソフト利用状況

## 1. ファイル交換ソフト利用者数

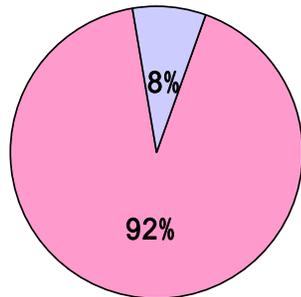
186万人(インターネット利用者の6.4%)



## 2. 交換されるファイルの種類

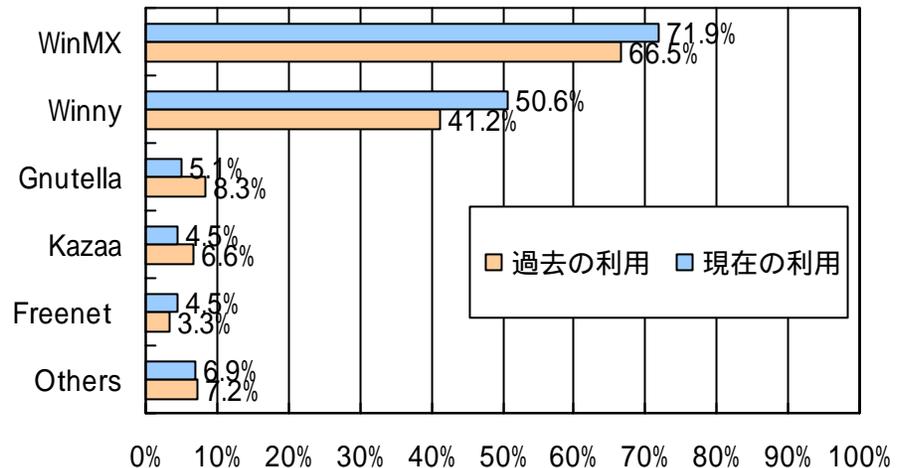


## 3. 著作物の占める割合



■ 著作権保護対象著作物(推定) □ 公有財産、保護対象外著作物、他

## 4. 主なファイル交換ソフト



出典: ファイル交換ソフトに関する調査報告書(H16.6)

## 「間接的な侵害」に関する各国の法制度

国	日 本	米 国	ドイ ツ	イギリス
法令及び 適用要件	<p><b>【著作権侵害】</b>(クラブキャッツアイ事件最高裁判決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理・支配の程度</li> <li>行為による利益</li> </ul> <p><b>【著作権侵害】</b>(2ちゃんねる 小学館事件控訴審判決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>侵害行為の認識又はその可能性</li> <li>侵害行為への実質的関与</li> </ul>	<p><b>【代位責任】</b>(判例法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>侵害行為を監督する権限及び能力を有すること</li> <li>侵害行為により直接の経済的利得を有すること</li> </ul> <p><b>【寄与侵害責任】</b>(判例法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>侵害行為の認識又はその可能性</li> <li>侵害行為への実質的関与</li> </ul>	<p><b>【不作為及び損害賠償の請求】</b> (ドイツ著作権法第 97 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利を違法に侵害する者に対して、侵害の排除を、反復のおそれがあるときは不作為を、故意又は過失があるときは損害賠償を請求できる。</li> <li>第 97 条の「侵害する者」には、侵害行為に関与する者で、その行為と権利侵害との間に相当因果関係が存在する場合を含むものと解されている。</li> </ul>	<p><b>【二次侵害責任】</b>(イギリス著作権法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>侵害複製物の作成のための手段の提供 (第 24 条第 1 項)</li> <li>侵害複製物の作成者への無許諾な送信 (第 24 条第 2 項)</li> </ul>
ファイル 交換に係る 判例	<p><b>【ファイルログ事件地裁判決】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>行為の内容・性質</b> 被告のサービスは、利用者をして著作物の自動公衆送信及び送信可能化をさせるためのもの。</li> <li><b>管理・支配の程度</b> 利用者の自動公衆送信及び送信可能化は、被告の管理下で行われていると認定。</li> <li><b>利益の状況</b> 将来、利用者から対価を徴収するシステムに変更することを予定していたため利益を得ていると認定。</li> </ul> <p>以上から、被告の<u>直接加害者として著作権の侵害責任を認定。</u></p>	<p><b>【ナップスター事件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>代位責任</b> 被告はファイル名インデックスの監視という範囲内で監督権限を有する。また、将来の広告収入を見込んでおり、直接の経済的利得を有する。よって、<u>代位責任を認定。</u></li> <li><b>寄与侵害責任</b> 被告は侵害行為の知情を有する。また、直接侵害のための「場及び便宜」の提供により、被告は侵害行為に実質的に関与する。よって、<u>寄与侵害責任を認定。</u></li> </ul> <p><b>【グロックスター事件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>代位責任</b> 被告は広告代金から相当な利益を取得している。しかし、ファイル交換は被告の監督権限の及ばないところで行われている。よって、<u>代位侵害責任はない。</u></li> <li><b>寄与侵害責任</b> 被告は具体的な侵害行為に対しての実際の認識はなく、またファイル交換技術が著作権を侵害するかも知れないという理由だけでは能動的、実質的な関与があったとは言えない。よって、<u>寄与侵害責任はない。</u></li> </ul>	<p><b>【ナップスター事件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検索機能によって索引を提供したナップスターの提供者を、ドイツ著作権法第 15 条第 2 項に基づく公の再生に関する権利の侵害行為に対して<u>相当な因果関係を有するものとして責任を認定。</u></li> </ul>	なし

各国のファイル交換に係る民事裁判事例

国名	日本	米国	米国	オランダ	オーストラリア	カナダ
事件名	ファイルログ事件	ナップスター事件	グロックスター事件	カザール事件	豪カザール事件	CIPPIC 事件
原告	レコード会社 J A S R A C	アメリカレコード協会 (RIAA)傘下のレコード会社	作曲家、音楽出版社及び 映画スタジオ	オランダの音楽著作権団体 (Buma/Stemra)	米・欧・豪のレコード会社	カナダレコード産業協会 (CRIA)
被告	有限会社エム・エム・オー	ナップスター社	ストリームキャスト(SC)社 グロックスター(G)社	カザールBV社	シャーマンネットワーク社	29人のユーザ
ファイル交換システム名(型)	ファイルログ(中央管理型)	ナップスター(中央管理型)	SC社: モーフェイス(完全分散型) G社: カザール(完全分散型)	カザール(完全分散型)	カザール(完全分散型)	モーフェイス(完全分散型) カザール(完全分散型)
訴えの内容	差止請求、損害賠償請求	差止請求	差止請求、損害賠償請求	差止請求	損害賠償請求	情報開示要求
ユーザの法的責任	複製権侵害 自動公衆送信権侵害 送信可能化権侵害	複製権侵害 頒布権侵害	複製権侵害 頒布権侵害	複製権侵害	係争中	侵害行為なし
判決内容	東京高裁は、差止め及び損害賠償責任を認めた東京地裁判決(2003年12月)を支持(2005年3月)確定。	控訴裁は、地裁の差止命令(2008年8月)の一部範囲を削除した上で支持(2001年2月)裁判確定。	控訴裁は、寄与侵害責任・代位責任とも認められないとする地方裁の判決(2003年4月)を支持(2004年8月)上告中。	控訴裁は、地裁の責任有りとする判決(2001年11月)を覆し、責任はないとした(2002年3月)。最高裁は、控訴裁の判決を支持(2004年12月)。	地裁にて、ファイル交換提供者に対して損害賠償を請求(係争中)。	地裁は、「個人使用」のための複製であり、侵害行為を認めず(2004年3月)。
法的根拠	著作権侵害	寄与侵害責任 代位責任	寄与侵害責任 代位責任	寄与侵害責任(不明) (ベータマックス的解釈を引用)	係争中	なし
補足			連邦最高裁にて審議中。判決は7月頃の見込み。	カザールBV社はBuma/Stemra に対して決裂した使用料交渉の再開を要求してきたが、Buma/Stemra 側が応じず、訴訟を提起。	係争中	カナダ著作権法には利用可能化権の規定なし。

日米欧の法制度の仕組み（利用可能化権）

イギリス	ドイツ	フランス
<p><b>第 16 条</b>                      (1) 著作物の著作権者は、この章の以下の規定に従って、連合王国において次の行為を行う排他的権利を有する。                      (a) ~ (d) 略                      (d) 公衆に著作物を伝達すること（20 条参照）</p> <p><b>第 20 条</b>                      (1) 公衆への著作物の伝達は次のものの著作権威より制限される行為である。                      (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物                      (b) 録音物又は映画、又は                      (c) 放送                      (2) 本章における公衆への伝達は電子的送信による公衆への送信をいい、著作物に関し、以下の行為を含む。                      (a) 著作物の放送                      (b) オン・デマンド・サービス又はその他のインタラクティブ・サービスにおける著作物の収録                      (3) 本章において、「オン・デマンド・サービス」とは、公衆のそれぞれが選択した場所及び時期においてアクセスできるような方法で電子的に送信されることにより著作物を利用可能化するインタラクティブ・サービスをいう。</p> <p><b>第 182E 条</b>                      実演家の権利は、その同意なく、オン・デマンド・サービスに所定の実演の全部又は主要な一部の録音物を収録する人により侵害される。</p> <p><b>107 条</b>（198 条は実演家の利用可能化権侵害について</p>	<p><b>第 15 条</b>                      1 略                      2 さらに著作者は、無体的な形の自己の著作物を公衆に提示する排他的権利を有する（公衆への提示権）。公衆への提示権には、特に次のことが含まれる。                      (1) 略                      (2) 公衆送信権（19a 条）</p> <p><b>第 19a 条 公衆送信権</b>                      公衆送信権とは、著作物を、公衆の構成員が自ら選択した場所から、及び時間に使用できるような方法で、有線若しくは無線によって公衆に公表する権利をいう。</p> <p><b>第 69c 条</b>                      1 権利者は以下の行為を行い又は許諾する排他的権利を有する。                      (1) ~ (3) 略                      (4) 公衆送信を含むコンピュータプログラムを、公衆の構成員が自ら選択した場所から、及び時間に使用できるような方法で、有線若しくは無線で公衆に提示する。</p> <p><b>第 78 条</b>                      1 実演家は、次のことについて排他的権利を有する。                      (1) 自己の実演を公衆送信する（19a 条）                      (2) 次の条件のいずれかが満たされている場合、実演家には、適切な報酬を支払わなければならない。                      (3) 放送もしくは公衆送信に基づく実演の再生が、公衆に知覚できるようにされる場合                      2 略</p>	<p><b>第 122 の 2 条</b>                      1 上演・演奏とは、いずれかの方法、特に次の各号に掲げる方法によって著作物を公衆に伝達することをいう。                      (1) 略                      (2) テレビ放送                      2 テレビ放送とは、いずれかの性質の音、影像、記録、データ及び伝言を電気通信のいずれかの方法によって放送することをいう。</p> <p><b>第 122 の 4 条</b>                      著作者又はその権利承継人若しくは権利譲受人の同意を得ずに行われる全体的若しくは部分的ないずれの上演・演奏又は複製も、不適法とする。翻訳、翻案若しくは変形、編曲又はいずれかの技術若しくは方法による複製についても、同様とする。</p> <p><b>第 212 の 3 条</b>                      実演家の実演の固定、その複製及びその公衆への伝達並びに音と影像が同時に固定されている実演のその音と影像のいずれの個別使用も実演家の文書による許諾を必要とする。                      2 この許諾及びそれに基づく報酬は、この法典第 212 の 6 条の規定に従うことを条件として、労働法典第 762 の 1 条及び第 762 の 2 条の規定によって規律される。</p> <p><b>第 213 の 1 条</b>                      レコード製作者とは、音の連続の最初の固定についての発意と責任をとる自然人又は法人をいう。</p>

<p>同様の規定)</p> <p>1A 略</p> <p>2A</p> <p>(a) 商業の過程において、又は</p> <p>(b) 商業の過程以外で著作権者に不利益な影響を与える程度</p> <p>著作物を公衆に伝達することで著作権を侵害する者は、当該行為により、自らが著作権を侵害していると知り、又は知るべき理由を有している場合、犯罪を犯している。</p> <p>3A 略</p> <p>4A 第2A項に基づき犯罪を犯した者は、</p> <p>(a) 略式判決により、3ヶ月以下の懲役又は法定の最高限度を越えない罰金又はこの両刑</p> <p>(b) 起訴による有罪判決により、罰金又は2年以下の懲役又はその両刑</p>	<p>3 第2項の規定による報酬請求権を、実演家が事前に放棄することはできない。この請求権は、集中管理団体にのみ、委譲することができる。</p> <p><b>第85条</b></p> <p>1 録音物製作者は、当該録音物を複製、頒布及び公衆送信する排他的権利を有する。当該録音物が企業により製作された場合には、当該企業の所有者が製作者とみなされる。録音物の複製を理由として当該権利は存在しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 1章6節、27条2項及び3項は準用される。</p> <p><b>第87条</b></p> <p>1 放送機関は、以下の排他的権利を有する。</p> <p>(1) 放送の再放送及び公衆送信</p> <p>2~3 略</p> <p>4 47条2項、54条1項の規定を除く1章6節は準用される。</p>	<p>2 第214条にいうレコード使用以外の、レコードのいずれの複製、又は販売、交換若しくは貸与による公衆への提供又は公衆への伝達についても、レコード製作者の事前の許諾が要求される。</p>
--	--	---

日米欧の法制度の仕組み（利用可能化権）

日本	米国	EUディレティブ
<p><b>第 23 条</b>            著作者、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。</p> <p>2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。</p> <p><b>第 92 条の 2</b>            実演家はその実演を送信可能化する権利を専有する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。</p> <p>(1) 第 91 条第 1 項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演</p> <p>(2) 第 91 条第 2 項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの</p> <p><b>第 99 条の 2</b>            放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。</p> <p><b>第 100 条の 4</b>            有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。</p>	<p><b>第 106 条</b> 著作権のある著作物に対する排他的権利</p> <p>第 107 条ないし第 121 条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまこれを許諾する排他的権利を有する。</p> <p>(1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 著作権のある著作物のコピーまたはレコードを、販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること。</p> <p>(4) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p><b>第 3 条</b></p> <p>1 加盟国は、著作者に、公衆のそれぞれが個別的に選択する場所及び時期においてアクセスできるような方法でその著作物を公衆に利用可能にすることを含み、有線又は無線の方法により、その著作物を公衆に伝達することを許諾し又は禁止する排他的権利を与えるものとする。</p> <p>2 加盟国は、次のものに関し、公衆のそれぞれが個別的に選択する場所及び時期においてアクセスできるような方法で、公衆に利用可能にすることを許諾し又は禁止する排他的権利を規定するものとする。</p> <p>(a) 実演家について、その実演の固定物</p> <p>(b) レコード製作者について、そのレコード</p> <p>(c) 映画の最初の固定物の製作者について、その映画の原作品及び複製物</p> <p>(d) 放送機関について、ケーブル又は衛星によるものを含み、有線又は無線により送信されるその他の固定物</p> <p>3 第 1 項及び第 2 項に掲げる権利は、この条に定める公衆への伝達行為又は公衆に利用可能にする行為によって消尽しない。</p>